

「おいしい未来へ やまなし」 P R 動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

「おいしい未来へ やまなし」 P R 動画制作業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日までとする。

3 業務目的

山梨県では、恵まれた環境と生産者の卓越した技術によって、高品質な農畜水産物が生産されているだけでなく、脱炭素社会の実現に貢献する4パーミル・イニシアチブ等のサステイナブルな取り組みが実践されている。また、県オリジナル品種の育成にも力を入れている。このような、県産農畜水産物の魅力や価値を消費者等に知ってもらうため、「おいしい未来へ やまなし」をキャッチフレーズに、6つの未来をストーリー化して情報発信している。

本業務では、本県のオリジナル品種の魅力を、販売・流通関係者や消費者等知ってもらうため、高画質で映像美あふれる動画を制作し、プロモーションに活用することで、県産果実ブランドの価値を高めることを目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1) 動画のコンセプト

- ① ターゲットは、販売・流通関係者や消費者等とする。
- ② 山梨県果樹試験場が開発した生食用ぶどうのオリジナル品種で、「シャインマスカット」の血を引く赤系品種である「甲斐ベリー7」(※)を印象付ける映像美あふれる動画を制作する。

※参考 https://www.pref.yamanashi.jp/kajushiken/seishoku_hinnshu.html

- ③ 甲斐ベリー7の特徴や魅力を知ることができ、買いたい・食べたいと思わせるような構成・映像とすること。なお、加工品ではなく、生食用ぶどうとしての魅力を伝える内容とすること。

(2) 動画の制作

- ① 制作する動画は1本とすること。
- ② 動画の長さは、県ホームページやY o u T u b e への掲載のほか、果実販売店等の店頭での放映を想定し、効果的な長さとする。なお、山梨県としては1～3分程度を想定しているが、この限りではない。
- ③ 使用する映像は、原則として、委託業務にて撮影したものとする。ただし、やむ

を得ない理由により撮影が困難である場合や、受託事業者等が所有する既存映像を利用することが効果的と認められる場合は、既存映像等を利用することも可能とする。

- ④ 受託事業者は、動画制作に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ⑤ 動画には、「字幕なし版」「日本語字幕版」「英語字幕版」「中国語（簡体字）字幕版」「中国語（繁体字）字幕版」の5種類を制作すること。

(3) 納品

受託事業者は、成果品として次のとおり納品すること。

① 完成した動画

(ア) 映像の規格はアスペクト比16：9とすること。

(イ) データは次のとおりとし、それぞれ可能な限り高画質なデータとすること。

- i 一般的なWindows搭載パソコンで再生可能な形式
- ii YouTubeにアップロード可能な形式
- iii ブルーレイプレーヤーで再生可能な形式

(ウ) 令和5年11月30日までに納品すること。

② YouTube掲載用サムネイル

①(ウ)に合わせて納品すること。なお、サムネイルに文字を表示する場合には、「日本語版」「英語版」「中国語（簡体字）版」「中国語（繁体字）版」の4種類を作成すること。

③ 撮影素材

山梨県と協議の上、動画制作のための撮影した映像等を納品すること。

④ 納品メディア

- i 成果品のうち①(イ) iとii、②、③は、USBメモリ等で納品すること。
- ii 成果品のうち①(イ) iiiはブルーレイディスクで納品すること。

(4) プロモーションの実施

受託事業者は、WEB広告に動画を次のとおり掲載すること。

- ① WEB広告実施媒体は、動画共有サイト「YouTube」(URL：<https://www.youtube.com/>)とし、YouTubeのインストリーム広告に掲載すること。なお、対象は日本国内とする。
- ② WEB広告は、実施時期を山梨県と協議の上、1ヶ月以上の期間、掲載すること。
- ③ 広告掲載に当たっては、県産果実の購買意欲が高い層に効果的・効率的にアプローチ可能となるよう、山梨県と協議の上、アフィニティカテゴリを設定すること。
- ④ 動画広告の課金対象視聴回数を、20万回以上(KPI)となるよう工夫すること。また、課金対象視聴回数と課金対象視聴に満たない視聴回数を県に報告すること。
- ⑤ WEB広告から「おいしい未来へ やまなし」特設ホームページ(URL：<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/>)にアクセスできるよう設定すること。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 委託業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、山梨県はホームページやY o u T u b e、SNS等に随時使用、複製できるものとする。
- ② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、委託業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、山梨県の承認を得ること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は委託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議す

ることができるものとする。

(3) 必要な資機材や撮影許可等について

委託業務に必要となる資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。

(4) 取材に係る費用について

交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。

(5) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県と協議し、決定するものとする。

(6) 紛争処理について

委託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。